

国立大学法人京都大学運営方針会議規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学運営方針会議規程 (令和6年達示第57号)</p> <p>(前 略) (雑則) 第12条 運営方針会議に関する事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学役員会規程 (平成16年達示第2号)</p> <p>(前 略) (雑則) 第10条 役員会に関する事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学経営協議会規程 (平成16年達示第3号)</p> <p>(前 略) (雑則) 第11条 経営協議会に関する事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教育研究評議会規程 (平成16年達示第4号)</p> <p>(前 略) (雑則) 第11条 教育研究評議会に関する事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>(雑則) 第12条 運営方針会議に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(雑則) 第10条 役員会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(雑則) 第11条 経営協議会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(雑則) 第11条 教育研究評議会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学企画委員会規程 (平成16年達示第64号)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 企画担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) <u>企画部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>(中略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>プロボストオフィス長</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>プロボストオフィス</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学財務委員会規程 (平成16年達示第66号)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 財務担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 渉外(基金・同窓会)担当の理事</p> <p>(3) 研究科長 5名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(5) 医学部附属病院長</p> <p>(6) <u>財務部長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号、第4号及び<u>第7号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第4号及び<u>第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第3号、第4号又は<u>第7号</u>の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第5条 委員会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。</p>	<p>第2条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) (同左)</p> <p>2 前項第3号、第4号及び<u>第6号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第4号及び<u>第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第3号、第4号又は<u>第6号</u>の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 (同左)</p> <p>第5条 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>2 専門委員会は、委員会が行う第1条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。</p> <p>3 専門委員会には、必要に応じて第2条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</p> <p>4 専門委員会の委員は、担当理事が委嘱する。</p> <p>5 専門委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。</p> <p>6 前5項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>財務部財務課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>CF0 オフィス</u>において処理する。</p> <p>附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 評価担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長 若干名</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 20名以内</p> <p>(4) <u>企画部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>インスティテューショナル・リサーチ室長</u></p> <p>(5)</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>インスティテューショナル・リサーチ室</u>において処理する。</p> <p>附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学広報委員会規程 (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) <u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(6) <u>渉外・産官学連携部広報課長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び<u>第7号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び<u>第7号</u>の委員の任期は、2年の範囲内で総長が定める</p> <p>4 第1項第2号から第4号まで及び<u>第7号</u>の委員は、再任されることがある</p> <p>(中 略)</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、<u>渉外・産官学連携部広報課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学環境安全保健委員会規程 (平成16年達示第67号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 人事担当の理事、学生担当の理事及び環境担当の理事</p> <p>(2) 環境安全保健機構長(以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 環境安全保健機構副機構長</p> <p>(4) 研究科長 若干名</p> <p>(5) 研究所長 若干名</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 環境安全保健機構各部門長</p> <p>(8) <u>人事部長、施設部長及び教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(9) その他機構長が必要と認める者 若干名</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) <u>広報室長</u></p> <p>(6) (同 左)</p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び<u>第6号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び<u>第6号</u>の委員の任期は、2年の範囲内で総長が定める</p> <p>4 第1項第2号から第4号まで及び<u>第6号</u>の委員は、再任されることがある</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、<u>広報室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) <u>学務部長、人事部長及び施設部長</u></p> <p>(9) (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>2・3 (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生生活委員会規程 (昭和27年達示第10号)</p> <p>(前略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>学生課において処理する。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導会議規程 (昭和24年達示第18号)</p> <p>(前略)</p> <p>第5条 議事は、<u>教育推進・学生支援部長</u>が記録する。</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際戦略本部規程 (平成28年達示第18号)</p> <p>(前略)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) 本部長 (2) 総長が指名する理事 (3) 副本部長 (4) 国際高等教育院長 (5) 大学院教育支援機構長 (6) 部局長 若干名 (7) <u>企画部長</u> (8) <u>教育推進・学生支援部長</u> (9) その他本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2～4 (略) (中略) (雑則)</p> <p>第15条 本部に関する事務は、<u>企画部国際交流課</u>において行う。</p>	<p>2・3 (同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>学務部</u>学生課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第5条 議事は、<u>学務部長</u>が記録する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第6条 } (1) (2) (3) } (同左) (4) (5) (6) } (7) <u>国際交流室長</u> (8) <u>学務部長</u> (9) } (同左)</p> <p>2～4 } (雑則)</p> <p>第15条 本部に関する事務は、<u>国際交流室</u>において行う。</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学総合体育館規程 (昭和47年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>厚生課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際交流会館規程 (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部</u>留学生支援課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 <u>教育推進・学生支援部長</u>、学生課長及び厚生課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p style="text-align: center;">京都大学学内団体規程 (昭和26年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>教育推進・学生支援部</u>厚生課を経て総長に団体結成願を提出して、その承認</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、<u>学務部</u>厚生課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、<u>学務部</u>留学生支援課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第4条 <u>学務部長</u>、学生課長及び厚生課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>学務部</u>厚生課を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければ</p>

改正前	改正後																										
<p>をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>前項の届出又は願出の様式は、別に定める。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生寄宿舍女子寮規程 (平成30年達示第79号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第20条 宿舎に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>厚生課において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学総長特別荣誉賞に関する規程 (令和3達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 担当理事 (2) 担当理事が指名する理事補 (3) <u>渉外・産官学連携部長</u> (4) <u>教育推進・学生支援部長</u> (5) その他総長が指名する者 <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生表彰規程 (平成17年達示第83号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 副学長補佐 (3) <u>教育推進・学生支援部長</u> (4) その他総長が必要と認める者 若干名 <p>2 (略)</p>	<p>ならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第20条 宿舎に関する事務は、<u>学務部</u>厚生課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第4条</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">(1)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> <td><u>担当理事が指名する成長戦略本部の職員</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>1名</u></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td></td> <td><u>学務部長</u></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td></td> <td>その他総長が指名する者 <u>若干名</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第28号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第6条</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">(1)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> <td><u>学務部長</u></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> </table> <p>2</p>	(1)	}	(同 左)	(2)	(3)		<u>担当理事が指名する成長戦略本部の職員</u>			<u>1名</u>	(4)		<u>学務部長</u>	(5)		その他総長が指名する者 <u>若干名</u>	(1)	}	(同 左)	(2)	(3)		<u>学務部長</u>	(4)		(同 左)
(1)	}	(同 左)																									
(2)																											
(3)		<u>担当理事が指名する成長戦略本部の職員</u>																									
		<u>1名</u>																									
(4)		<u>学務部長</u>																									
(5)		その他総長が指名する者 <u>若干名</u>																									
(1)	}	(同 左)																									
(2)																											
(3)		<u>学務部長</u>																									
(4)		(同 左)																									

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 1 条 表彰に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u>厚生課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学基金規程 (平成 2 3 年達示第 3 3 号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第 7 条 本学に基金（特定基金を除く。以下この条、第 1 0 条から第 1 2 条まで及び第 1 5 条において同じ。）の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事 (2) 財務担当の理事 (3) 研究科長 若干名 (4) 研究所長又はセンター長 若干名 (5) <u>渉外・産官学連携部長及び財務部長</u></p> <p><u>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>3 前項第 3 号、<u>第 4 号及び第 6 号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第 2 項第 3 号、<u>第 4 号及び第 6 号</u>の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第 1 1 条 表彰に関する事務は、<u>学務部</u>厚生課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和 7 年達示第 2 8 号) この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第 7 条</p> <p>(1)～(4) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>(5) <u>担当理事が指名する成長戦略本部の職員 1 名</u></p> <p><u>(6) CFO オフィス長</u></p> <p><u>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>3 前項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和 7 年達示第 2 8 号) この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>